

八戸市議会基本条例

【解説付き】

目次

前文	2
第1章 総則（第1条・第2条）	3
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）	4—5
第3章 市民と議会との関係（第6条・第7条）	6—7
第4章 議会と市長等との関係（第8条—第10条）	8
第5章 議会運営（第11条—第14条）	9—10
第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第22条）	11—13
第7章 条例の見直し（第23条）	13
附則	13

(前文)

二元代表制の一翼を担う議会は、地方分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の実現を追求し、市政の発展及び市民福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。

八戸市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実を図り、政策立案及び政策提言を行うものとする。

八戸市議会は、市民と議会及び議会と市長等との関係を明確にし、議会活動への市民参加の多様な機会を確保し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

【解説】

前文は、八戸市議会が議会基本条例を制定するにあたっての背景や基本的な考え方、二元代表制の観点から市長その他の執行機関と議会との関係、議会の在り方、市民の負託に応えるための決意などを述べています。

〔用語解説〕

二元代表制

地方公共団体では、執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員を、ともに市民が直接選挙で選ぶ制度をとっており、これを二元代表制といいます。

「議院内閣制」の国会で国会議員が総理大臣を選んでいることと違い、どちらも住民から選ばれていることから、地方自治体の運営は、市長と議会が、ともに住民を代表する独立・対等の機関として、その職務を行うことで、抑制と均衡によって相互に緊張関係を保ちながら行われます。

議決機関

条例の制定、その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決をすることにより意思決定する権能を有する地方公共団体の機関(議会)をいいます。

執行機関

行政の執行権限をもち、その所掌事務について、地方公共団体の意思を自ら決定し、外部に表示し得る機関のことです。八戸市では市長のほかに教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会などのことをいいます。

政策立案

議会が、市の課題解決を図るため、議会の立法機能を活用し、議員提案で条例を制定するなど、具体的な政策を実現することです。

政策提言

議会が、市の課題解決を図るために、必要な政策を市長その他の執行機関に対し提言することです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもと、議会及び議員の役割、責務、活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例の目的として、議会及び議員の役割や責務など、議会に関する基本的事項を定め、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを定めています。

〔用語解説〕

地方自治の本旨

地方自治の本旨は、憲法第92条で定められているもので、「住民自治」と「団体自治」の二つの原則を要素とします。「住民自治」とは、その地域の住民の意思と責任に基づいて地方行政の運営が行われるべきであることをいい、「団体自治」とは、地方運営が、その地域の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構によって自主的に行われるべきであることをいい、いずれも地方分権の基礎となる考え方です。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則等を制定してはならない。

【解説】

本条は、この条例が議会における最高規範であり、議会に関する条例等を制定するときは、この条例の趣旨に反することがないように定めており、議会に関する条例等の改正・廃止をする場合も、この条例との整合性を図ることとなります。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、合意形成に努めること。
- (2) 議会運営における公平性、公正性及び透明性の確保を図ること。
- (3) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視し、及び評価するとともに、市政運営に関して政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 議決責任を深く認識し、市民に対して情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、それを市政に反映させる議会運営を目指すこと。
- (6) 市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる八戸市議会会議規則（昭和42年八戸市議会規則第1号）、八戸市議会委員会条例（昭和34年八戸市条例第12号）及び議会内での申合せ事項を継続的に見直すものとする。

【解説】

本条は、下記のとおり議会の基本的な6つの活動原則を定めています。

第1号は、議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、合意形成に努めることを定めています。

第2号は、議会運営における公平性、公正性及び透明性の確保を図ることを定めています。

第3号は、議会が市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等の市政運営状況を監視し、及び評価するとともに、市政運営に関して政策立案及び政策提言を行うことを定めています。

第4号は、議決責任を深く認識し、市民に対しての情報提供及び情報公開、並びに市民への説明責任を果たすことを定めています。

第5号は、市民の多様な意見を的確に把握することに努め、それを市政に反映させる議会運営を目指すことを定めています。

第6号は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会基本条例に規定するほか、議会運営の基本となる八戸市議会の会議規則、委員会条例及び議会内での申合せ事項を継続的に見直すことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の負託に応えるため高い倫理観に基づき、市民の代表として良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努め、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な議論及び討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽によって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体又は地域の代表にとどまらず、市民福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

本条は、議員が、市民の負託に応えるため高い倫理観に基づき、市民の代表として良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努め、次に掲げる議員の基本的な3つの活動原則を定めています。

第1号は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な議論及び討議を重んじること定めています。

第2号は、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽に努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うことを定めています。

第3号は、議会の構成員として、一部団体又は地域の代表にとどまらず、市民福祉の向上を目指して活動することを定めています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一理念を有する議員で構成するものとする。
- 3 会派は、政策の立案、決定、提言等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

本条第1項は、議員が議会活動を行うに当たり、会派を結成することができることを定めています。

第2項は、会派は政策を中心とした同一理念を有する議員で構成することを定めています。

第3項は、合議体である議会で、政策の立案、決定、提言等を実現していくために、必要に応じて会派間で調整を行い、円滑かつ効果的な合意形成に努めることを定めています。

〔用語解説〕

会派

政策立案等に資するため、議会の中で、その理念を共有する議員が結成するグループをいい、当市議会では、議会運営上2人以上のグループを会派として運用しています。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的に議会の活動に関する情報を発信し、情報の共有を図るとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民及び議員が市政全般にわたって情報及び意見を交換する場を設けるものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の議会に対する説明機会の確保に努めるものとする。

【解説】

本条第1項は、議会が市民参加及び市民との連携を図るため、市民に対して議会活動に関する情報を発信し、情報の共有を図ること、及び説明責任を十分に果たすことを定めています。

第2項は、議会が市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民と議員が市政全般にわたっての情報及び意見を交換する場を設けることを定めています。

第3項は、委員会において地方自治法に規定される参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議の場に反映させるよう努めることを定めています。

第4項は、請願及び陳情を市民からの提案と位置付け、その審議の際には提案者が内容説明できる機会の確保に努めることを定めています。

〔用語解説〕

参考人制度（地方自治法第115条の2第2項）

議会が、市の事務に関する調査または審査のため、利害関係者や学識経験者等に出席を求め、意見を聴く制度です。

公聴会制度（地方自治法第115条の2第1項）

議会が重要な議案や、請願・陳情について審査するときに、公募した利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度です。

請願

議会に対し、市民等が意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理した請願については、採択とするか不採択とするかの意思決定をすることになります。

なお、提出にあたっては議員の紹介が必要です。

陳情

議会に対し、市民等が意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理した陳情については、原則として請願と同様に意思決定をすることになります。

なお、請願と異なり、提出にあたっては議員の紹介は不要です。

(情報公開)

第7条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開し、議案及び委員会等の審査等に関する資料について、公開するよう努めるものとする。

2 議会は、議決及び採択に対する説明責任を果たすため、議案、請願及び陳情に対する各議員の賛否の意思表示の状況について、公表するよう努めなければならない。

【解説】

本条第1項は、市民に開かれた議会として本会議、委員会等を原則として公開するとともに、議会が保有する審査等に関する資料を公開することについて定めています。

八戸市議会では本会議のほか、常任委員会、特別委員会等の協議の場を傍聴することができます。

また、インターネットを活用して本会議の様子を放映しています。

第2項は、議決及び採択に対する説明責任を果たすため、議案、請願及び陳情に対する各議員の賛否の意思表示の公表について定めています。

〔用語解説〕

本会議

定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のこと。本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。

委員会

本会議に提案された議案などを専門的・能率的に審査するため、議会の内部審査機関として少人数の議員で構成して設置する会議のことです。委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、二元代表制のもと、市長等と独立・対等な立場で、緊張関係を保持しながら、市政運営状況を監視し、及び評価するとともに、市政運営に関して政策立案及び政策提言を行うなど議決機関としての役割を果たしていくものとする。

2 議員は、二元代表制の観点から、市長等の附属機関の委員には原則として就任しないものとする。ただし、法令等に特別の定めがある場合は除く。

【解説】

本条第1項は、二元代表制のもと、議会と市長等が対等な立場で、緊張ある関係を保持しながら、行政の適正な執行を確保するために、市長等の事務の執行の監視、評価を行うとともに、政策立案、政策提言を通じて、議決機関である議会の担うべき役割を果たしていくことを定めています。

第2項は、議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参加を拡充するため、市長等の附属機関の委員には原則として就任しないことを定めています。

(資料の要求)

第9条 議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

【解説】

本条は、議会審議において、論点となる内容の水準を高めるため、市長等に対し、説明資料の提出を求めることができることを定めています。

(議会の議決すべき事件)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

【解説】

本条は、議会の議決すべき事件について定めたものです。地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、「八戸市議会の議決すべき事件を定める条例」で規定しており、八戸市議会では、議員の発議により平成26年9月定例会で、この条例の一部改正を提案し、議会の議決すべき事件に「市の総合計画の策定、変更又は廃止」を追加しています。

〔用語解説〕

議決すべき事件

議会が議決しなければならない事件は、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定などで、地方自治法第96条第1項で規定しています。また、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

第5章 議会運営

(議会運営)

第11条 議会は、公平性、公正性及び透明性の確保を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会運営の基本として、公平性、公正性及び透明性の確保を図り、市民に開かれた議会運営に努めることを定めています。

(委員会活動)

第12条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、委員会の所管に係る市政の諸課題について議案等の審査をし、及び所管事務等の調査をするとともに、政策提言を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条第1項は、委員会が市政の諸課題を適正に判断し、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）のもつ専門性と特性を生かし、適切に運営することを定めています。

第2項は、委員会の所管に係る市政の諸課題についての議案等の審査及び各所管に属する事務等に関する調査、並びに政策提言を行うことを定めています。

現在、本市議会では下記の4つの常任委員会及び5つの特別委員会並びに議会運営委員会があります。

また、毎年第1回定例会(3月)、第3回定例会(9月)において、それぞれ、予算特別委員会、決算特別委員会を設置して予算、決算等の審査を行っています。

常任委員会

- ① 総務常任委員会 ② 経済常任委員会 ③ 民生常任委員会 ④ 建設常任委員会

特別委員会

- ① 広域連携推進特別委員会 ② 観光開発特別委員会 ③ 港湾振興・震災復興対策特別委員会
④ 都市基盤整備推進特別委員会 ⑤ 屋内スケート場建設特別委員会

(議員間の討議)

第13条 議会は、言論の場である議会の機能を発揮し、政策立案及び政策提言を行うため、議会において合意形成に向けた議員間の議論及び討議を尽くすよう努めるものとする。

【解説】

議会は言論の府、討論の場であることからその機能を発揮し、政策立案及び政策提言を行うため、合意形成に向けた議員間の議論及び討議を尽くすことを定めています。

(質問又は質疑等)

第14条 議員は、本会議及び委員会等において質問又は質疑(以下「質問等」という。)を行うに当たっては、当該質問等の論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 本会議における議員の質問等は、市政の諸課題に対する論点及び争点を明らかにするために、一問一答の方法又は一括質問一括答弁の方法のいずれかの方法によって行うことができる。

【解説】

本条は、第1項で議員が本会議及び委員会等において質問又は質疑を行う際に、論点及び争点を明確にして行うことを規定し、第2項では、質問等の方法について定めています。

〔用語解説〕

質問

議員が行う質問で、議員が行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況や将来の方針等についてたずねることです。質問には、一般質問と緊急質問があり、一般質問には、会派代表質問と議員の個人質問があります。

質疑

提案された予算・条例議案等について提出者から説明があったあとに、議員が口頭をもって提出者等に対して説明や所見を求めることです。

一問一答の方法

すべての質問等とそれに対する答弁をそれぞれ一括して行うのではなく、1つの項目ごとに質問等を行い、市長をはじめとする答弁者がそれに対して、その都度答弁を行う形式のことです。

八戸市議会では、議員の最初の質問等は一括して行い、答弁から1つの項目ごとに分割して質問、質疑を行っています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会改革の推進)

第15条 議会は、その権能を高め、議会活動の充実を図るため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項に規定する取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

【解説】

本条は、第1項で議会改革を継続的に取り組むことを規定し、第2項では、議会改革を推進する組織の設置について定めています。

(議員定数)

第16条 議員定数については、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現況及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証し、別に条例で定める。

【解説】

議員定数については、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現況及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証し、定めることとしています。

議員定数は「八戸市議会議員の定数を定める条例」で規定しており、八戸市議会では、議員の発意により平成27年の一般選挙から議員定数を36人から32人に減員することで、平成23年9月に条例改正しています。

(議員報酬)

第17条 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定める。

【解説】

本条は、議員報酬について議員の活動、役割、責任に見合う対価や市の財政状況、社会経済情勢などを踏まえ総合的に判断することを定めており、議員報酬については「八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に規定しています。

(予算の確保)

第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、その機能を確保するとともに、円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保していくことを定めています。

(議員研修等の充実強化)

第19条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

本条第1項は、議員の資質等の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めることを定めています。

第2項は、議員の調査研究活動に資するための議会図書室の充実について定めています。

〔用語解説〕

議会図書室

議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第19項で附置が義務付けられているものです。政府及び都道府県から送付された官報、公報及び刊行物を保管する場所でもあります。

(議会に関する広報の充実)

第20条 議会は、広報誌等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政へ関心を高めるための体制整備及び広報活動の充実強化に努めるものとする。

【解説】

本市議会では、これまで、市議会だよりの発行やインターネットを活用しての議会放映や会議録等の公開を行っています。

本条は、今後も多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政へ関心を高めるための体制整備及び広報活動の充実強化に努めることを定めています。

(政務活動費)

第21条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に充当できるものとし、厳正に活用するものとする。また、その支出に関しては、用途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類及び活動報告を公開し、適正に取り扱うものとする。

2 前項に規定するもののほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

【解説】

本条第1項は、政務活動費を厳正に活用するとともに、透明性を確保するため、その用途について明らかにし、証拠書類及び活動報告を公開することを定めています。

第2項は、第1項に規定するもののほか、政務活動費の交付に関する事項については、「八戸市議会政務活動費の交付に関する条例」で定めることを規定しています。

〔用語解説〕

政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、地方自治法第100条第19項の定めにより条例で交付の対象や額を定めることとされており、本市では、八戸市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき会派等に交付されています。政務活動費の収支報告書等は市議会ホームページに掲載しており、議会事務局において閲覧することができます。

(議会事務局)

第22条 議会は、議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

【解説】

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主的な政策の立案などの範囲が拡大しており、その処理すべき事務も複雑化してきていることから、本条は、議会の政策形成機能や監視機能等の充実を図るため、議会事務や議会運営等をサポートする議会事務局の機能強化及び組織体制の整備について定めています。

第7章 条例の見直し

第23条 議会は、この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて、不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、条例の見直しを行うものとする。

【解説】

本条は、この条例の施行後も、本市を取り巻く様々な状況の変化に適時・的確に対応するため、本条例の目的の達成状況や、議会活動・議員活動について不断の検証に努め、市民の意見や社会情勢を踏まえ、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を平成27年4月1日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めています。